

兵家連

(平成4年5月)

No. 10

発行

兵庫県精神障害者家族連合会
南野三郎

〒652 神戸市兵庫区湊川町3-13-20
TEL 078-521-1367
FAX 078-531-7066

平成3年度を終えて



兵家連副会長 久保すゑ子

平素は精神保健の発展にご協力賜り暑くお礼申し上げます。
お陰様で皆様方のご協力により平成3年度の指導者研修会が神戸
地区を皮切りに、最後姫路地区を盛会裡に終了できました。

顧みますと、神戸地区はベテランの方が揃っておられ、三田地
区に於いては市の助役、市長さんが激励に見えられて市の精神障
害者問題に対する力の入れ方が感じられました。淡路地区においては、3保健所を挙げての精
神保健に取り組む姿に敬服いたしました。

最後の姫路地区では参加される希望者が多く、姫路保健所の方に朝早くから会場設営等をし
ていただき、最後の椅子の移動まで完了していただき頭の下がる思いでした。

障害者の社会参加を目指して、昭和58年に始まった「国連障害者の10年」も今年で終焉を見
ることになります。

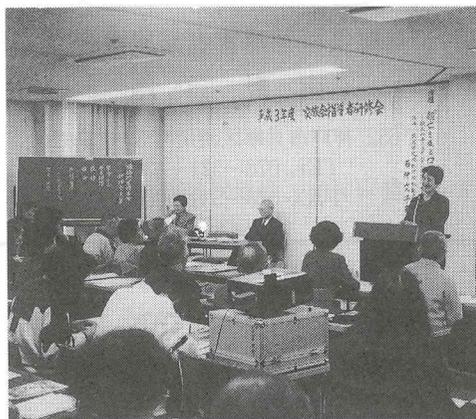
精神保健法も来年の見直しが迫っております。身体障害者、精神薄弱者等は福祉法もあり施
策は充実しておりますが、然し精神障害者に関してはまだまだです。

「心身障害者対策基本法に精神障害者も含まれれば如何でしょうか」

身体、精神薄弱福祉法に準ずる福祉又は全障害者を同じにする（無年金の谷間にある人を救済し
てあげられないでしょうか）精神障害者の雇用の促進に関する法の適用、又小規模作業所への
市町村の施策の充実を推進していただければ幸いです。

行政、地域社会とも理解を深め、当事者を抱える家族も誰かが世話をしてくれるでなく、一
人一人の自分の責任として、人の世話もさせてもらう、お互いの相互の精神で平成4年度も邁
進しようではありませんか。

終りにお一人お一人のご健康と、ご多幸を祈念し何卒各位の今後のご協力をお願い申し上げ
ます。



姫路地区家族会指導者 研修会を実施して

さぎ草家族会々長 河野 志郎

平成3年度の最後の研修会として去る2月15日
姫路市民会館で予定人員100人をはるかに超える
190人が部屋に溢れる盛況裡に行われました。西
播地方の家族会、各保健所、病院関係等、遠くは
但馬、丹波、阪神、洲本地方の関係者が参加して

頂き実行委員としては本当に感謝し、皆様の熱意を強く感じました。

南野兵家連会長の兵家連として歩んだ道と将来への展望等の挨拶があり、次に姫路市長代理の山田保健福祉局長の激励の挨拶がありました。

講師は大阪府枚方保健福祉推進室長 石神文子先生の「親なきあとを口にしない為に」と題して先生の熱の入った講演であった。

要旨は1.精障者を持つ家族は親が面倒を見て来た長い時代が続き、今も精神保健法のなかに保護義務者として尚生き残っている。他の障害者にはない悪法が……。2.時代が代りつつあり親なきあとは他人の手に委ねる覚悟が必要である。それには精障者の自立を図ることが第一である。しかるに親と精障者の交流が未熟で親が患者に何もさせないので、本人は何もかも親まかせでとても社会に出て自立困難な実状を例を上げて話された。3.親が子に密着しすぎると冷静な判断が不正確になる。親も子放れして社会資源を活用することを考えるべきである。4.家族会は作業所設立、グループホーム計画等について行政（保健所）と共に努力しよう。枚方市のやなぎ工房を例にあげて話された。

先生の体から溢れる熱気に圧倒される。

兵家連大会・総会

と き 平成4年6月6日（土）午後1時～4時

と ころ 神戸市教育会館6階大ホール

プログラム 総会（1時～）

講演会（2時～）

「これからの家族会活動」

～バンクーバーを旅して～

講 師 全家連常務理事 浅沼守男氏

午後の部に入り戸井田三郎代議士より厚生関係に力を入れて来たので皆様のことはよく承知し私なりに努力して来たが、時代は老人福祉に向っているから、皆様の努力がないとそちらに力が傾くことになるので頑張ってくださいとの激励を受けました。

「家族会の設立にむけての取組」を議題にパネルディスカッションが行われた。嶋谷姫路市保健所相談員のコーディネーターのもとにパネラー河野会長の家族会を作った実状を語り、佐用保健所の三村さん衣畑さん又山崎保健所の竹本保健婦の苦心談があり、なかなか田舎では偏見と差別に設立が困難を極めている現状が語られる。そのあと質疑があって終る。

最後にこの研修会の為に会場の設営に朝8時半より早出し、又閉会後の後始末をして下さった姫路市中央保健所の皆様及びいろいろとお世話下さった兵家連の方々に厚くお礼申し上げます。

兵家連会長 南野三郎氏

県功労者として表彰される!!

おめでとうございます

家族等指導者一泊研修

「しあわせの村」での発表より

ともしび共同作業所

所長 東口かつ子

新緑が目にしみるよき季節となりました。

しあわせの村の研修会にともしび共同作業所就労の発表の機会を与えてくださり、ありがとうございました。就労の内容は職親と職安により今日までに7名の方を社会に送り出しました。A君は小心で身体も少し小さくて、家庭の事情で中学校卒業などコンプレックスを持ち、うつ状態でした。彼は努力をして1年目から午前8時半には作業所に来て（一般は午前10時から午後3時半までの勤務です）午後5時まで仕事を続けてました。私も心配しましたがA君とB君との協力によってタバコなどの火の用心と戸締りの責任をもってもらいました。A君は2年目に牛肉の間屋に就職、仕事は牛肉の切断、冷凍室保存など本人にとっては非常に過酷な仕事でした。休日の時は疲れのため寝だめと、1人暮らしのため洗たくで1日が終わってしまうそうです。たまに、うつになって会社を休むと、2日目には会社の方がアパートに来てくださるので現在で3年も続いています。又B君とC君の場合は職親の清掃会社で病院のトイレなどの掃除のつらい仕事で、何度かやめたいと云って、ケースワーカー、指導員、私などの意見を聞き、そ

の都度に力をだして今日まで（半年）薬をのみながら続けています。又、女性3人の場合、1人は結婚をされ、あと1人はアルバムの製作会社へ、後1人は広告のビラくばりをしています。ともしび共同作業所にも職親会社の協力であと数人は、社会に出ることが出来、一社でも職親を見つけたく思います。

垂西むつみ会共同作業所

指導員 池山美代子

垂西むつみ会共同作業所による、就労援助活動について、報告させていただきます。

私達の作業所では、昨年から今年にかけて、垂水区、西区の保健所の指導と、協力のもと、6名のメンバーが次の事業所で就労しています。

(1)3年5月より西神工業団地、村本工作へ1名（男）、(2)10月より西区生協システム物流センターへ2名（女）、(3)10月より中央区神田工業所へ1名（男）通りハ制度利用、(4)11月11日より1名、10月より1名、4年3月より1名西区の永栄園（特別養護老人ホーム）へ2名（女）、通りハ制度利用。以上のうち、生協と永栄園へのメンバーの就労は、援助（ジョブコーチ）付でスタートしました。保健所の相談員の指導と協力のもと、作業所の指導員も、メンバーが、仕事や職場の対人関係に慣れるまで、仕事や休憩、食事を共にしたり、職場の担当者との連携を取りながら援助活動をしてきました。精神障害者が安心して働ける条件として、病気を話して、それでも雇ってくれる所。多少の失敗も大目に見てもらえる。どうしても孤立しやすい人達ですので、ある程度の距離をおいて支えて頂けるような職員の方が、職場にいればいいと思います。幸い理解ある事業所に巡り会え、色々な配慮をしていただきながら、2ヶ所とも半年がたちました。半年の間に、メンバーも、少しずつではありますが変わってきたように思います。今後とも、就労援助や、外へ向けて活動を展開していくためには、関係機関とのネットワーク作りや、作業所のマンパワーの充実に力を入れることが大切だと思います。

H4年度・家族等指導者一泊研修会は、8月に予定しています。作業所指導員、作業所関係家族の方々の参加をお待ちします。詳細は追って連絡します。

ご協力ありがとうございました。

寄附金は 4,873,700円（割当目標額 2,212,000円）集まりました。

全家連「精神保健福祉センター」の建設資金寄付金募集につきましては各家族会ならびに会員の絶大なご協力を頂きました結果、全国でも上位の募金成績をおさめることができました。ご協力に謝しお礼申し上げます。

家族会紹介

ざくろ家族会

ざくろ家族会々長 上坂 玉恵

皆さんざくろの実を思い出して下さい。小さな実が1つに集まって力いっぱいはじけて飛び散るでしょう。作業所で頑張って1日も早く健常者の中に飛び込んで行くことを願って付けました。

退院しても、病院に遊びにゆくか、家にひきこもるしか、行き場がなく、又、一般の企業で働くほどの自信もなく、話相手もない、そんな孤立した生活を送るうちに、再発を繰返す人も少なくありません。

S61年には市内に民家を借りて作業所を始めようとしたのですが、近所の反対でやむなく閉鎖するに至り、その後は患者だけでなく家族も一緒になって豊岡市の建物を作業所に貸してほしいと陳情を重ねて参りました。平成3年6月9日には精神障害者家族会を結成しました。医療、保健、福祉など関係者の協力を得て長年の働きかけの甲斐があり、ようやく平成3年7月1日より福祉会館の一室に「ざくろ作業所」をオープンする事が出来ました。

作業所に通うことで、仲間ができ張り合いも生まれているようです。家族としても患者たちがこの調子で病気の再発を防ぎ社会参加して生きていってくれるよう願っております。

作業所も出来たばかり、家族会もまだ弱体です。仕事の確保、通所手当てを含めた資金繰りなど運営上の課題は山積みです。

どうか皆様のご指導よろしく願いいたします。

平成4年度

地区別家族指導者研修会

(予定)

第1回目(阪神・淡路地区)

とき 平成4年7月5日(土)

ところ 尼崎市立労働福祉会館

第2回目(但馬・丹波地区)

とき 平成4年9月19日(土)

ところ 柏原町立木の根会館

ご参加をお待ちします。

全国大会 東京で開催

本年の大会は、来年の精神、保健法見直しをテーマに、家族の願いである精神障害者福祉等を盛り込むため全国の組織力を総結集して東京で開催いたします。

日時 11月24日(火)分科会

11月25日(水)全体会

会場 分科会 ホテル浦島

全体会 日比谷公会堂

投稿

デイケア通信より

湊川病院 デイケア室

花よりお肉?!

4月8日(水)下会山にて満開の桜と青空の下でお肉食べ放題?!の豪華なバーベキューパーティーが行われました。デイケアメンバー・スタッフそして若手トリオのドクター共々開放感と満腹感で日頃の……からめけだして楽しい時を過ごしました。

塩山Drはおなががいっぱいになるとメンバーを送ると称し姿を消し、永安Drは野球で日頃はホームランなのにめずらしく三振とおわり、渡辺Drは桜より艶やかな美貌で男性軍を魅了しました。その頃スタッフIはメンバーの間に身を隠しひたすらお肉を食べ、スタッフOはオーバーオール姿でケタケタと笑いながら大口で食べ、スタッフMは太るのを気にして、みんなに気を使うふりをしてあまり食べずにいたのです。



デイケアVS救護院

4月27日(月)晴天のなか第2回ソフトボール試合がひよどり台グラウンドで行われました。前回に続き22-10という大差で敗れましたがメンバーそれぞれが、がんばっていたので応援団としてはなかなかよい試合だったと感心しました。元報国救護院のメンバーだったS氏が今回は我が湊川デイケアのメンバーとして力強いプレーを見せ、助っ人として志波Drが加わり一度も練習できなかったなか守備・打撃とがんばっていただきました。湊川としてはどうにか1点を、と代打を送ったり四苦八苦しているなか救護院は職員中村氏ジュニア2才を代打に送りみごとヒットをつないで、最後はピッチャーの思いやりでホームインをきめるという、微笑ましい場面もありました。次回の試合を2か月後にと堅く約束してゲームセットとなりました。



心の相談室ご案内

☆どなたでも相談できます 予約して下さい
 ☆手紙による相談はご遠慮下さい
 ☆相談は無料です【秘密は厳守します】
 (連絡先) 兵家連事務局 多田まで
 ☎ 078-521-1367

投稿のお願い

短歌、俳句、感想、意見等
 どんな内容のものでも、又
 匿名でもかまいません。
 ご投稿、お待ちしております。
 す。

投 稿

社会復帰事業関係者
研修会に参加して

揖水会々員 寺岡 宏子

演 題 「精神障害者とノーマライゼーション」

講 師 全家連保健福祉研究所々長 岡上 和雄 先生

「ノーマライゼーション」とは地域で障害者の立場にたつて障害者と共に生活を送るという考え方をいうのだそうです。

「精神障害者の治療にはその家族、その周囲の関わりのある人々の深い理解と、愛情と心情的な支援が必要である」。

「分裂病は家族がつくるといふ事は、決してない。その要因は色々あり、医学でも割り切れないものが多いある」。

「又分裂病は生後6ヶ月までにインフルエンザにかかると、ビールスが脳の中に影響して将来罹りやすい可能性があると言う事が通説になっている」とのことです。

実は私の娘が年頃になって気に入らない事があると、大切にしていた家具を次々に破壊し始めました、その時娘の心情を理解しようとはせず、ただ怖いという思いで一杯でした。

そして、もうこれ以上家庭では対応できないと、入院させ、やっと人間らしい生活ができるようになったと、私自身はほっといたしました。然し今考えてみると、親として無責任だったと思います。

「社会復帰を考える」討論会で問題になったのは、ほんとうの社会復帰とはどういうことかと言う事でした、生活技術を身につける事も、就労することも大切な事ですが、それ以前の障害者の個人差に対しての関わり方、集団生活の中で健康な部分をどこまで広げるかということ、医療機関、家族、ボランティア、その他多くの人々の協力を得るための啓蒙活動を親や、肉親が積極的に進めてゆく事の大切さをひしひしと感じました。

句帳より (三)

久山 芨二

— 生き地獄さながらの生活のなか
で夕焼けの美しさをみて「世界っ
て、どうしてこんなに美しいんだ」
と呟いた人たち。その人のお蔭で
私たちは人間がどんな状況下でも
美しいものを求めていることを知
る。(遠藤周作「萬華鏡」)

一九九二・四・一九朝日新聞より

薬瓶にだれが生けしか 都忘れ
痴呆女の雛人形のみは 憶えおり
亡くなりしひとの多きよ

三月哀し

花屑に埋もれていし 登校路

雑草引くをやめ 春惜しむ

春浅くひのあたる側のみ

歩きおり

活 動 日 誌

役員の動き

- | | | | |
|-------|---|-------|--|
| 1月9日 | 県地域保健課、精神保健センター、
兵精協を訪問
新年の挨拶、今後の活動等について話し合い 南野他4名 | 2月29日 | 兵庫県臨床精神医会（神戸市教育会館）にて、宇野、西浦講師として参加、他に1名 |
| 1月10日 | 戸井田国會議員を自宅に表敬訪問
久保、山本、河野 | 3月6日 | 家族等指導者一泊研修会（しあわせの村）にて開催 |
| 1月24日 | 三役会 次回理事会提案事項について協議 南野他3名 | 3月14日 | 理事会 平成4年度の予算案、法人格取得に伴う会費の値上げ、理事会の構成等について協議 |
| 1月26日 | 但馬、丹波地方における「心の健康づくり」交流会（豊岡市福祉会館）に宇野、西浦、助言者として参加 他に2名参加 | 3月27日 | 保健福祉サービス推進会議（宝塚保健所）に講師及び助言者として西浦理事参加 |
| 2月8日 | 理事会 姫路地区家族会指導者研修会、家族等指導者一泊研修会
法人格取得等について協議
南野他19名参加 | 4月8日 | 国庫補助対象作業所の決算書の点検 宇野、西浦 |
| 2月15日 | 姫路地区家族会指導者研修会（姫路市民会館）を開催 | 4月10日 | 編集委員会「兵家連」第10号について |
| 2月25日 | 家族等指導者一泊研修会について打合せ（しあわせの村）
宇野他4名 | 4月11日 | 収益事業「物品販売事業」について 大分県連会長、共進産業社長と協議 南野他3名 |
| | | 4月25日 | 国庫補助対象作業所予算書の点検 |
| | | 4月28日 | 西宮くぬぎ家族会総会にて南野記念講話 |

編 集 後 記

精神障害回復者の就労のため、職場に回復者と一緒に行って、労働習慣が身につくまで、あるいは人間関係がうまくいけるようになるまで傍に居てくれるような人がいたらいいの……。技術面での心温かな指導者のいる職場があったらいいの……。

そういう「生活支援パートナー」や「技術支援パートナー」が置かれるような制度が普及すれば、もっともっと気軽に企業に進出出来るのに、といつも考えています。

梅雨を目前にして、雨になったり、雷を伴ったりの毎日、予報では明日からは晴天とのことです。

精神障害者の就労について

兵家連 理事 西浦 三郎

[障害者雇用の歩み]

1960年、身体障害者雇用促進法が制定され、民間の事業所は従業員の1.3%の障害者を雇用する努力を要請されたが仲々進展しなかった。このような状況の中で労働省は、①努力目標から雇用義務へ。②1.5%への雇用率の引上げ。③未達成企業から納付金の徴収…などを内容とした法の改正を進め、1976年10月から実施した。

日本の障害者雇用は長い間、身体障害者に限定されていたが、この間、全日本精神薄弱者育成会などの障害者団体は、すべての障害者を対象とする「障害者雇用促進法」の実現をめざし運動を続け、ようやく1987年「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改められ、1988年4月から施行された。

この改正によって、法の対象が精神障害者を含むすべての障害者に拡大され、精神薄弱者も雇用率算定の対象に加えられ、同時に法定雇用率も1.6%に引上げられた。こうして法制上では、ようやく先進国のレベルに到達した段階なるも、精神障害者の雇用促進対策は、これからの課題である。

[通院患者リハビリテーション事業]

通常の雇用契約による就職の困難な精神障害者を対象として、社会的自立を動機づけるため、一般の事業所において社会適応訓練等を行ういわゆる職親制度で、昭和57年から国（厚生省）の施策として実施されている。

事業のあらまし：

- 職親…精神障害者の社会復帰に理解と熱意を有し、精神障害者（対象者）を将来にわたって指導することを前提として受入れ、助力を行う事業主。
- 対象者…県内に住所を持つ通院中の精神障害者であって、社会復帰を希望し主治医が診断した結果、病状が安定している人。
- 指導期間…指導する期間は6カ月以内で、3年以内の延長ができる。
- 奨励補助金…対象者を受入れ指導を行った職親には、指導日数に応じて1

日 2,000円（1カ月当たり20日限度）を国・県が支払う。

- 職親の申し込み…職親になって頂ける事業主は、「精神保健職親申込書」を最寄りの保健所に提出する。（申込書は保健所にあり）
- 社会適応訓練の申し込み…社会適応訓練を希望する人は、保護義務者の同意を得て、「リハビリテーション事業申込書」に主治医の意見書を添え、最寄りの保健所に提出する。（申込書は保健所にあり）
- 県（保健所）の指導…必要に応じて、職親や対象者を訪問し相談指導を行う。また、この事業についての詳しいことは最寄りの保健所へ。

[精神障害回復者等に対する職場適応訓練事業]

これは都道府県知事が事業主に委託し、精神障害回復者等の能力に適した作業について6カ月の実施訓練を行い、それによって職場の環境に適応することを容易にし、訓練終了後は事業所に引き続き雇用してもらおうという国（労働省）の制度で、昭和61年より実施されている。

訓練期間中は、委託した事業主に対し訓練生1人に対し1カ月21,000円の委託費が支給され、訓練生に対しては1カ月平均、約125,000円の訓練手当てが支給される。

[職域開発援助事業]

この事業は、民間事業所を職業リハビリテーション措置の場として活用し、障害の種類と特性に応じた職業生活全般にわたる支援を行うことによって、障害者の就職する職域の拡大、雇用の促進に資することを目的として、国（労働省）の施策として新しく試行実施されるもの。

- 対象者…公共職業安定所に求職登録されている障害者で、必要な訓練や教育を受けてから職業に就くことが適当であると判断される人。
- 援助体制…技術面を中心とする支援については、事業主に委託して技術支援パートナーをつけてもらい、また、職業生活全般にわたる支援については、職業センターが生活支援パートナーをつけて技術・生活の両面からの指導援助を行う。
- 協力事業所…委託事業主には契約にもとづき一定額の委託料が支払われる。
- 支援期間…1カ月以上5カ月以内の必要な期間とし、さらに1カ月延長可。
- 職業センター…兵庫県には日本障害者雇用促進協会が運営する兵庫障害職業センター（神戸市西区曙町所在）がある。